

総務省令第九十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年九月三日

総務大臣 増田 寛也

無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

無線設備規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「平成十九年十一月三十日」の下に「（総務大臣が別に告示する条件に適合する場合については、平成二十九年十一月三十日）」を加える。

附則第四条第一項中「平成十九年十一月三十日」を「平成二十九年十一月三十日」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。